

大学生期における消費者教育推進事業

大阪府消費生活センター

重点取組の設定

○重点取組 1

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法の令和4年4月施行を踏まえ、在学中に成年となる高校生等に対する実践的な消費者教育を推進するため、教育委員会等と連携し府内すべての高等学校等で消費者教育を以下の4点について重点的に取り組む

- ▶ 新学習指導要領が実施されるまでの間、先行で特例として実施される家庭科、社会科等での実践的な消費者教育の周知徹底と早期実施
- ▶ 「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材等の活用
- ▶ 「消費者教育コーディネーター」等の育成・活用及び実務経験者の学校教育現場での活用
- ▶ 教員研修等による消費者教育の指導力強化

○重点取組 2

超高齢化社会の進展を踏まえ、消費者被害から高齢者、障がい者等を守るため、府内全市町村での消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの設置とより効果的な運営が行われるよう、市町村の取組を支援

- ▶ 消費のサポーターをはじめ高齢者等向け講座の充実強化と地域における講座開催等の支援・調整
- ▶ 弁護士等の専門家との連携による見守りネットワークづくりに向けた環境整備
- ▶ 警察との連携による高齢者等を狙い撃ちにする特殊詐欺被害や消費者被害の防止
- ▶ 消費者安全確保地域協議会等の効果的運営に向けた研修等での好事例の情報交換機会の設定

消費者教育の取組に関するイメージマップ

大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ(ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方)

2016年3月31日

		幼児期	小学生期			中学生期	高校生期	成人期		
			低学年	中学年	高学年			大学・専門学校、若者	成人一般	特に高齢者
		様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者の素地を形成していく時期			行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に様々な人々と協働し取組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を、消費者市民社会構築に生かす時期
商品の安全	安全の理解・危険の回避	・安全、危険に気づこう	・物の安全な使い方を知らう			・物を安全に使おう ・トラブル発生時の対応を知らう	・消費者の権利と責任を理解し、トラブルの予防方法、対応方法を身に付けよう	・トラブル解決に関する法律制度、相談機関を利用しよう	・安全で危険の少ない消費生活を実践しよう	・安全で危険の少ない消費生活の実践とその大切さを伝えよう
	ルールや約束、契約の理解・選択	・約束やきまりを守ろう ・自分や家族を大切にしよう	・ルールや決まりを守って、物やお金を大切に使う	・ルールはよく考えて計画的に使う	・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようになる ・ルールを守った行動ができるようになり、権利や責任に	・契約の仕組みを理解しよう ・消費者と事業者の権利・責任を理解し、権利を大切に	・契約制度、金融制度、経済の仕組みを知ろう (社会の構造を知る)	・契約の内容を理解した上で、契約等を行おう ・他人に迷惑をかけることのないよう、適正な契約を選択しよう(マルチ商法等の勧誘には乗らない) ・加害者になりうることを理解しよう	・自立した適正な契約を実践しよう	・支えあいながらトラブル解決の法律制度、相談機関を利用しよう ・支えあいながら、身近な支援者への相談等、契約に当たってより慎重な対応をしよう
							生涯を見通した生活設計をえよう	・生涯を見通した計画的な生活を実践しよう	・社会の変化等に対応しつつ生涯を見通した計画的な生活を実践していこう	・支え合いながら、生活環境の変化に対応し、生活を管理していこう
							・職業社会の特質やその会への影響についてえるとともに、情報を身に付けよう	・情報社会のルールやモラルを守るとともに、情報を主体的に吟味する習慣を身に付けよう ・情報の収集・発信は、適法に行おう(違法ダウンロード、アクセス、個人情報等のホームページ等への書き込み等はしない)	・情報社会のルールやモラルが守られる社会をつくらう	・支えあいながら、情報により注意して選択、安全な対応を心がけよう
							・産・流通・消費・廃棄が、境や社会に与える影響を理解しよう	・持続可能な社会を目指し、環境や社会への影響に配慮し、自立した消費者として責任を持って持続可能な消費行動やライフスタイルに取り組もう	・消費者市民社会の担い手としての自覚を持ち、他者へ消費者市民社会の考え方を広げていこう	・消費行動が環境、経済、社会に与える影響と持続可能な社会実現の重要性、取組を次世代に伝えよう
			・買つなど、生活に必要な習慣や技術を身に付けよう。	(リサイクルやゴミの減量、省エネ等)	理解しよう	生活を実践しよう				
社会の構築	消費者の参画・協働	・協力することの大切さを理解しよう	・集団の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにしよう	・地球社会の一員としての自覚を持つようにしよう	・世界の国々の人々とともに生きていくことの大切さを自覚しよう	・課題解決や公正な社会形成について理解しよう	・身近な消費に関わる問題の解決に向け参画・協働の意義を理解しよう	・社会的課題を解決し、消費者市民社会の実現をするため、様々な活動に取り組もう	・消費者市民社会の担い手として、参画・協働を実践し、社会的課題を解決していこう	・様々な協働を実践し、伝承していこう
教育の場	【家庭】【幼稚園・保育園】 【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【大学等】【家庭】 【地域】【職域】	【地域】【職域】	【地域】【家庭】

【大学・専門学校、若者】
生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期
⇒消費者市民社会の実現に向けて、消費者教育・啓発に関するボランティア活動など様々な活動への取組みを推進

大学生期における消費者教育推進事業【H28～実施】

- ▶ 消費者として自立した判断能力を備え、消費者市民社会の実現に向け積極的に活動できる力を持つ大学生を育成し、主体的な活動を促進することにより、消費者教育を推進することを目的とした事業。
- ▶ 同世代や年下の若者等に対する消費者教育の担い手となる
「大阪府消費者教育学生リーダー」を育成。

大阪府消費者教育学生リーダーになるには



今年度（R4.6月）、南大阪地域大学コンソーシアムと大学コンソーシアム大阪が単位互換包括連携協定を締結。これにより、大阪府内のほぼ全ての大学の学生が「大阪府消費者教育学生リーダー」に認定申請できる体制が構築された。

大阪府消費者教育学生リーダー会

リーダー認定者で構成された、消費者教育・啓発を実施する大学生による団体

活動内容

▶ 消費者教育・啓発活動（ボランティア活動）

啓発リーフレット・ウェブコンテンツ作成、
高等学校・大学でのTA、授業支援

▶ 企業×学生交流会の主催

消費者教育を実施する企業と大学生との交
流会を開催。

学生の主体的な活動や、学生リーダーとしての
自覚を引き出すため、リーダー会が企画・
準備・運営を全般的に担当する。

大阪府消費者教育
学生リーダー会

TOP 私たちについて 企業×学生交流会 ボランティア活動 参加するには 学生リーダー会辞典

SDGs (持続可能な開発目標) の12番目
「つくる責任 つかう責任」を
企業と学生が共に考える活動を行っています!

つくる責任
つかう責任

12

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たち学生リーダー会では、
「一人ひとりの小さな消費行動が大きな社会問題の
課題解決につながっていることを実感し、行動につなげていく」
ことを柱に、社会や地球の未来について責任をもった
消費行動を行うことができるよう、ちょっと立ち止まって考え、
行動する人を増やしたいと考えています。

企業×学生交流会
を開催しています!

私たちが提供します!!

私たちが
こんな活動
をしています!

啓発ゲーム

そのときあなたは
どうする?

詳しくはこちら! ▶

つくってあそべる ▶

色々やっています! ▶

リーダー会による消費者教育・啓発活動

啓発リーフレットの作成

- ▶ 若者によくある消費者トラブルの紹介や注意点などをまとめた内容
- ▶ 府立学校校長会において周知を行い、教育庁を通じて府立全高等学校、支援学校に配付
- ▶ 成年年齢引下げを踏まえた取組の1つとして、産経新聞や共同通信社などのメディアに掲載

令和3年度大阪府消費者生活センター委託事業
大学生期における消費者教育推進事業

その**選択**が **人生**を変える

改正民法の施行により、2022年4月から成年年齢が引き下げられます。このリーフレットは、その意味や注意することなどを考えてほしくて大学生が作りました！

消費生活に関するトラブルで困った時はこちらに相談を！
消費者ホットライン 188 (いやや!) 番 (局番なし)
大阪府消費者生活センター TEL 06-6616-0888

私たちが、大阪府消費者教育学生リーダー会の大学生がリーフレットを作成しました！
大阪川女子大学 中村 美月 大阪川女子大学 辻 明々華 大阪川女子大学 荒木 夕奈
大阪経済女子大学 所谷 密希 和歌山大学 中嶋 未歩 和歌山大学 米澤 悠
監修：産学協働人材育成機構ACE、岡崎 裕 (和歌山大学)

大阪府消費者教育学生リーダー会とは？
大阪府消費者教育学生リーダー会とは？
大学生で構成する消費者教育・啓発活動を
目的としたボランティア団体です。
リーダー会HP
https://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html

リーフレットのデータはこちらからダウンロードできます。
学生リーダー会 リーフレット 検索

おいタナカ！今月3回も遅刻しとるで！
来年からお前も「成年」になるんやし、責任感を持って行動せい！

ほーい…
でも、お酒やたばこは20歳からですよ？

選挙権は前からあったし…
成年年齢引き下げたところで、そんな変わらんとちゃうんですか？

いやいや、そんなことはないで。
いろんなことができるようになるから、その分責任持って行動せなアカンようになる。

何ができるようにするか、
具体的にしていこか。

主な登場人物
先生 ●学年主任 ●担当科目は現代社会
タナカ ●高2 ●のんびり屋でマイペース

成年年齢引き下げ
2022年4月1日より、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が施行されます。成年年齢には「一人で有効な契約をすることができる」「父母の権限に服さなくなる」という意味があり、契約という点においては親の同意が必要ない代わりに契約を締結することができる権利（未成年者取消権）は行使できなくなるなど注意が必要です。

リーダー会による消費者教育・啓発活動

▶ 産経新聞社による取材（R4.1.4 朝刊掲載）

リーフレット作成のきっかけや、同世代や年下の若者に伝えたいことなどを紹介



▶ 共同通信社による取材

（R4.3～4 静岡新聞等3社に掲載）

府立鳳高等学校において、卒業を控えた高校3年生を対象に、成年になったら注意してほしいことなどを説明



リーダー会による消費者教育・啓発活動

「そのときあなたは どうする？」ゲームの活用

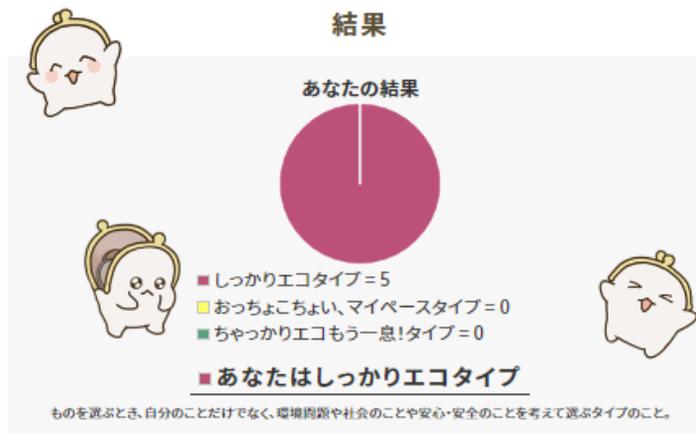
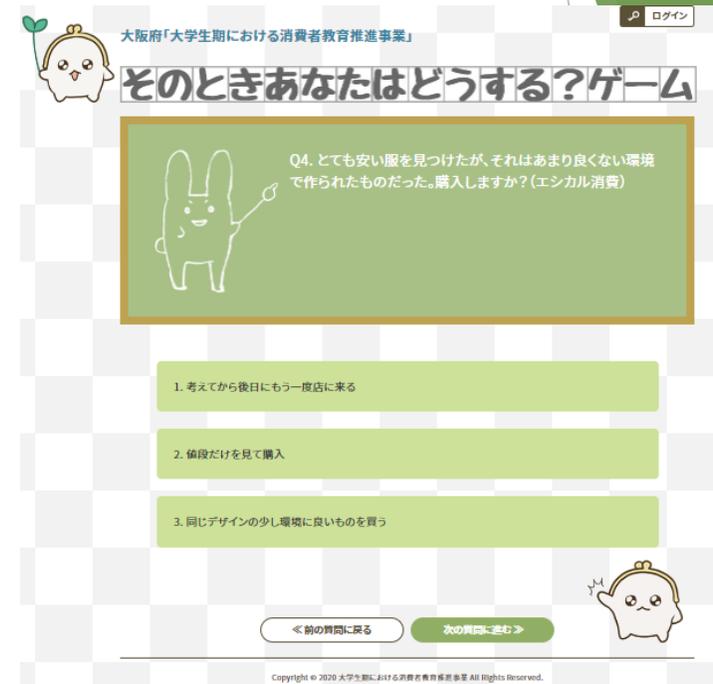
- ▶ 日々の消費行動について気付きを与えるゲーム
- ▶ 「つくる」「あそぶ」2通りの遊び方。
「つくる」：自身の経験をもとに、ジレンマ問題を作成
「あそぶ」：ジレンマ問題に回答し自らの消費行動をタイプ別に診断

※ジレンマ問題・・・買い物をしたりサービスを受けたりする際、2つの選択肢のうちどうしてもどちらかに決めかねるような状況を作り出し、選択させる問題

▶ りんくう翔南高校での授業支援

高校1年生の「家庭基礎」において、「そのときあなたは どうする？」ゲームを活用した授業が実施され、リーダー会の学生がTAを担当。

1人1台端末が配備されている環境において、本ゲームのICT教材としての可能性も見出すことができた。



リーダー会による消費者教育・啓発活動

追手門学院大学での授業

- ▶ 一般教養科目「キャリアデザイン」の授業（105分）を担当
- ▶ 「消費」を通じた社会との繋がりについて、ワークショップ等を交えながら授業を展開。リーダー会の活動についても紹介

